

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & A

問1 共同生活介護及び共同生活援助にかかる特定障害者特別給付費の請求において、システムで特定障害者特別給付費のみ請求することは可能か。

(答) システムにおいては、特定障害者特別給付費のみ請求することはできません。共同生活介護及び共同生活援助にかかる介護給付費と併せて請求してください。

問2 共同生活介護及び共同生活援助の支給決定障害者が特定障害者特別給付費の対象となった場合、国保連合会への受給者情報の提出については、現行の受給者異動連絡票情報（基本情報）の補足給付情報の欄を使用するのか。

(答) ご質問の場合、共同生活介護及び共同生活援助にかかる特定障害者特別給付費の支給決定コードを設定した受給者異動連絡票情報（支給決定情報）を作成し、国保連合会へ提出することとなります。

受給者異動連絡票情報の補足給付情報の欄は使用できません。

問3 重度障害者等包括支援の一環として共同生活介護を利用している支給決定障害者が特定障害者特別給付費の支給対象となった場合、インタフェース仕様書（共通編）には、共同生活介護及び共同生活援助にかかる特定障害者特別給付費の支給決定コードがあり、重度障害者等包括支援にかかる支給決定コードは存在しないが、共同生活介護の支給決定コードを使用するのか。

(答) 共同生活介護の支給決定コードは使用しません。

なお、重度障害者等包括支援にかかる特定障害者特別給付費の請求については、次のとおりとなりますのでご留意願います。

- ・介護給付費については、これまで通り国保連合会へ請求。
- ・特定障害者特別給付費については、別途、市町村へ請求。

※国保連合会へは重度障害者等包括支援にかかる特定障害者特別給付費の支給決定情報は提出しないでください。